

社会保険加入状況調査のお願い

社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、遅くとも平成29年度以降においては、適用除外ではない社会保険に未加入の建設企業を下請企業に選定しないとの取り扱いや、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取り扱いとすべきとされています。

当社においても、社会保険未加入問題について積極的に取り組み、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づき、保険未加入の協力会社とは契約しないことや、保険未加入の建設労働者の現場入場を認めないことを段階的に行います。今後の対応として、社会保険加入状況の定期的な確認を行っていきます。貴社傘下の協力会社への指導を含め、徹底へのご理解、ご協力をお願いいたします。

つきましては、別紙の「建設業許可取得(更新)状況一覧(A面)・社会保険加入状況一覧(B面)」に、貴社および貴社傘下の弊社が発注している現場にたずさわる **全ての協力会社も含めご記入いただき、メールまたはfaxでご提出ください。**

なお、加入すべき公的保険は下表のとおりです。

区分			労働保険		社会保険	
事業所の形態	常用労働者	就労形態	雇用保険	労災保険	健康保険	年金保険
法人	1名～	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	協会けんぽ／健康保険組合	厚生年金
	—	日雇労働者	日雇雇用保険	元請一括加入	国民健康保険／協会けんぽ（日雇特例）	国民年金
	—	役員等	—	特別加入	協会けんぽ／健康保険組合	厚生年金
個人事業主	5名～	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	協会けんぽ／健康保険組合	厚生年金
	1～4名	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	国民健康保険	国民年金
	—	日雇労働者	日雇雇用保険	元請一括加入	国民健康保険／協会けんぽ（日雇特例）	国民年金
	—	事業主一人親方	—	特別加入	国民健康保険	国民年金

《雇用保険の加入義務》

○1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上引き続き雇用されることが見込まれる場合。

- ・期間の定めがなく雇用される場合
- ・雇用期間が31日以上である場合
- ・雇用契約に更新規定があり、31日未満での雇止めの明示がない場合
- ・雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績がある場合

※65歳に達した日以後新たに雇用される場合や、大学・専修学校の学生・生徒等の場合は適用除外となります。

《労災保険の加入義務》

○請負工事では、元請が加入手続きを実施し、下請けや孫請けの労働者が保険の適用を受けられます。但し、事業主や一人親方は、元請の労災保険が適用されません。

(事業主や一人親方が現場作業に従事する場合は、労災の特別加入が必要となります)

○業務委託では、労働者に対して各社で労災保険に加入する必要があります。

(事業主や一人親方が業務委託に従事する場合は、労災の特別加入が必要となります)

※労災保険(特別加入を含む)に未加入の事業所や事業主の方は、民間の傷害保険に加入し、不測の事態に備えてください。(加入証控えの提出をお願いいたします)

《健康保険および厚生年金保険の加入義務》

○1日または1週間の所定労働時間が、勤務する事業所で同じような業務をしている一般従業員の概ね4分の3以上で、1ヶ月の所定労働日数が、勤務する事業所で同じような業務をしている一般従業員の概ね4分の3以上の場合。

※日々雇い入れられる者、臨時に使用される者で2ヶ月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務(継続して4ヶ月を超えない場合)に使用される者、臨時的事業(継続して6ヶ月を超えない場合)の事業所に使用される者、所在地が一定しない事業所に雇用される場合は適用除外となります。

※ご質問等連絡先

西武緑化管理株式会社 安全担当 本橋・吉田
埼玉県所沢市緑町1-1-11
新所沢グリーンハイツ 西武ショッピングプラザ2F
TEL : 04-2939-0515 FAX : 04-2926-6614
(携帯 : 080-5882-4058)

以 上